

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則二二―二三五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中

「政策・財務局長

を「政策・財務局  
行政改革・I

地域経営局長」

地域経営局長

長

「スポーツ局長

「スポーツ局長

を環境未来局長

に改め、「危機  
感染

地域包括ケア局長」

地域包括ケア局長」

対策幹

「危機対策幹

を児童虐待対策幹

「主席協同組合検査員

を家畜衛生幹

症対策幹」

感染症対策幹」

副参事

副参事

合検査員

に改め、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職

の欄中「総長」を「センター長」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合リ

「副局長

ハビリテーションセンターの項職の欄中

「副局長

を医療経営管理幹

医療安全管理幹」

医療安全管理幹」

に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合技術センターの項職の欄中「企画技  
術幹」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。